

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、山形県知事及び山形県病院事業管理者から、令和2年8月31日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

令和2年11月20日

山形県監査委員 小 野 幸 作  
 山形県監査委員 木 村 忠 三  
 山形県監査委員 武 田 一 夫  
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

監査対象機関	指摘事項	措置の内容
消防救急課	関係法令等に準拠して適正に処理されていないものがある。	<p>予算要求及び予算成立時並びに年度当初において、防災危機管理課及び消防救急課並びに消防学校の担当者間で執行権限を含め年間予算執行計画、会計事務等について確認打合せを行うこととした。</p> <p>また、各部署の事務処理において執行権限をチェックする項目を設け、再発防止を図った。</p>
村山総合支庁保健福祉環境部	支出事務が適切でないものがある。	<p>定例的に支出が必要な案件と支出予定月の一覧表を作成し、担当内で共有した。その一覧表に担当者が支出票起票時に支出日・支出額等を入力し、月初めに上司が入力状況確認をして支払の遅延や漏れを防止することとした。</p> <p>また、財務会計システムでの支払日設定ミスを防止するため、支払日の自動表示機能を使用することとし、あわせて決裁において確認を徹底した。</p>
置賜総合支庁保健福祉環境部	支出事務が適切でないものがある。	<p>請求書の受理遅延防止のため、業務委託契約書上に請求書の提出が必要である旨明記した。</p> <p>支払遅延防止のため、契約・支出事務及び業務委託依頼などの一連の業務について進行管理表を作成し、一箇月を超えても請求書の提出がない場合は請求書の提出を催促することとした。</p>
庄内総合支庁建設部	収入の調定が適切でないものがある。	<p>年度末時点での占用台帳の未整理が遅延の原因であるため、占用許可申請があった時点で、速やかな台帳への必要項目の入力を徹底するとともに、7月と12月に道路占用事務担当者2名で、相互に台帳の入力確認を行う方法に改めた。</p> <p>また、台帳整理が滞ることの無いよう、毎週一回の係ミーティングを徹底し、申請処理状況を把握したうえ、担当者の事務負担が偏らないよう課内で業務の割振りを調整し、年度当初から速やかな調定を行うこととした。</p> <p>是正を要すると認められる事項については、指摘を受けた所属に限らず、庁内の各所属へ周知し、再発の防止に努めた。</p>

<p>最上総合支庁総務企画部</p>	<p>前年度会計の監査において注意された事項について、措置又は改善を行っていないものがある。</p>	<p>今回の指摘を受けて、以下のとおり再発防止策を実施することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支出関係の文書と他の文書を分けて回付し、確実に期限到来前に処理できるようにする。具体的には、支払期限のある支出票や支出何兼支出票は専用箱に入れることにし、決裁時に他の文書と混同しないようにする。</li> <li>・ 財務システムの処理期限まで余裕をもって1週間前までに起案する。</li> <li>・ 担当内の他の職員は、毎日財務システムで処理期限の迫っている支出票がないか確認する。</li> </ul>
<p>新庄病院</p>	<p>支出事務が適切でないものがある。</p>	<p>支払遅延を防止するため、病院内で支出関係書類の管理方法の見直しと職員間の情報共有により、支払漏れにならない体制を構築することとした。</p> <p>また、病院事業局の「指摘事項等再発防止事例集」に誤りの原因や再発防止策などを掲載し、病院事業局全体で原因の共有化を図り、他の病院での再発防止に努める。</p>